

浅口市公告第3号

公募型プロポーザル方式により、下記募集要領に基づき事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年2月27日

浅口市長 栗山 康彦

記

浅口市役所本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

浅口市役所本庁舎市民課窓口での来庁者の受付整理、待ち時間の見える化、業務毎の受付件数等の統計により利用者の利便性の向上及び、受付番号案内表示機の設置に係る費用削減を図るため、広告付き窓口番号案内システム設置事業に係る無償提供者を募集するにあたり、必要な事項を定め、浅口市に最適な案内システムの採用を目的とするもの。

2 業務概要

(1) 業務名

浅口市役所本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業

(2) 業務内容

「浅口市役所本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業仕様書」による。ただし、仕様書の内容以外に、浅口市及び来庁者にとって有益な内容を企画提案書に記載することは差し支えない。

(3) 事業期間

協定書締結の日を開始日とし、システム運用開始日から5年間

(4) 事業費用

無償とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、要領を承諾し、履行できる事業者等であること。

ただし、公告の時点で次に掲げる事項に該当する場合は除く。

(1) 国税の滞納がある事業者

(2) 本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている事業者

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中の事業者又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の事業者

- (4) 浅口市暴力団排除条例(平成23年浅口市条例第25号)第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員、同条第3号に掲げる暴力団員等若しくは浅口市の事務事業からの暴力団等排除対策要綱(平成25年浅口市告示第38号)第4条に掲げる暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) その他無償提供者として適当でないと市長が認める事業者

4 選考スケジュール(予定)

公告日	2月27日(月)
質問受付期間	2月27日(月)～3月3日(金)
質問回答期限	3月7日(火)
企画提案書提出期限	3月14日(火)午後5時(必着)
プレゼンテーション及びヒアリング	3月23日(木)
選定結果通知・公表	3月下旬
協定書締結	3月下旬

※令和5年4月以降に設置・運用開始するものとする。

5 質問の受付・回答

実施要領、仕様書、企画提案書作成等に関する質問は、参加申込の予定がある者が行うものとし、下記のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和5年3月3日(金曜日)午後5時(必着)
- (2) 提出方法 電子メールまたはFAXで提出すること。
(提出後は必ず本市担当者に着信確認の電話連絡を行うこと。)
- (3) 提出様式 質問書(様式第1号)により提出すること。
- (4) 回 答 令和5年3月7日(火曜日)までに、市ホームページにおいて公開する。
質問に対する回答事項については、本実施要領、仕様書等を補完するものとするため、質問の有無に関わらず確認すること。

6 参加方法

参加者は、次の提出書類一式を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年3月14日(火曜日)午後5時必着
- (2) 提出方法 浅口市生活環境部市民課に持参又は郵送すること。なお、持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで。(土日祝日を除く)
- (3) 提出書類

提出書類	様式、記載留意事項等	提出部数
①参加申込書	(様式第2号)	原本1部
②浅口市暴力団排除条例に係る誓約書	(様式第3号)	原本1部
③履歴事項全部証明書	個人の場合は身分証明書	原本1部

④納税証明書(本社等の所在地を所管する 税務署長が発行する納税証明書「その3の 3」)	(個人の場合は、納税証明書 「その3の2」)	原本1部
⑤企画提案書	(任意様式) ※浅口市役所本庁舎広告付き 窓口番号案内システム設置事 業に係る選考採点表の審査基 準(評価項目・評価基準)の視 点の内容を、できるだけ詳細に 記載した提案であること。	原本1部 副本4部
⑥会社概要	パンフレット等	5部
⑦同様の無償提供の実績一覧	自治体を相手方とする導入実 績について記載すること。	5部

※上記③、④については、提出期限前3か月以内のものに限る。

7 選定方法

選定にあたっては、提出された企画提案書の内容についてプロポーザル及びヒアリングを行い、事業内容、広告審査の方法等を、選考採点表(評価基準)を用いて総合的に評価し、1事業者を選定する。

合計得点が最上位の者かつ標準点数(60点)以上の事業者を優先交渉する事業者と選定する。評価の結果同順位となった場合は、抽選により決定する。1事業者のみの参加申し込みの場合においても選定審査を実施する。

※審査の経緯は公表はしない。また、審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で応募すること。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1)日 時 令和5年3月23日(木曜日) ※時間は後日連絡とする。
プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。
- (2)場 所 浅口市本庁3階第2会議室(岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地)
- (3)出席者 会場への入室は、3名以内とする。
- (4)所要時間 企画提案内容に関する説明15分以内、質疑応答10分以内とする。
プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」をもとに行うこと。
※企画提案書以外の資料や補足資料の配布等は認めない。
- (5)その他 プレゼンテーションに必要な機器(パソコン等)は提案事業者が用意すること。
※スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル、延長コードは本市で用意する。

9 選定審査結果の通知及び公表

審査結果はすべての参加者に対して文書で通知する。また、最優秀提案者の名称を浅口市ホームページ上で公表する。

10 参加辞退

参加申請書を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに参加辞退届(様式第4号)を提出すること。

11 協定書の締結

最優秀提案者の決定後、広告付き窓口番号案内システム無償提供に関する協定書を締結する。

12 その他

- (1)この要領を理解、了承の上応募するものとする。
- (2)この要領に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- (3)提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4)設置場所の調査を行う場合は、事前に連絡の上、許可を得ること。
- (5)提出された書類は、原則として返却しない。

13 提出先及び問合せ先

- (1)担当部署 浅口市生活環境部市民課
- (2)担 当 齋藤
- (3)所 在 地 〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地
- (4)電 話 0865-44-9042(直通)
- (5)F A X 0865-44-2942
- (6)E - M a i l shimin@city.asakuchi.lg.jp